

Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 都市平泉の構造と理念-浄土世界の苑池都市-

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2010-07-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西(前川),佳代, 舘野,和己, 西谷地,晴美, 宮路,淳子, 出田,和久 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1733

氏名(本籍)	西(前川)佳代	(京都府)
学位の種類	博士(文学)	
学位記番号	博課第327号	
学位授与年月日	平成19年3月23日	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	
	人間文化研究科	
論文題目	都市平泉の構造と理念	
	—浄土世界の苑池都市—	
論文審査委員	(委員長) 教授 舘野和己	助教授 西谷地晴美
	助教授 宮路淳子	教授 出田和久

論文内容の要旨

本論文は、奥州藤原氏4代の本拠地として、12世紀に栄えた平泉を分析するものである。序章と第1部から第3部、そして終章から構成される。まず序章では、本論文の目的が都市平泉の都市構造の変遷と、その造営の基礎となった都市理念を明らかにすることと述べられ、「苑池都市」という概念の提示、平泉の研究史、都市の形に注目するという研究視角や、考古資料と文献史料・地理資料の総合という研究方法を明らかにしている。

第1部「平泉の考古学的検討」では、考古資料によって平泉の歴史の変遷を分析しており、3章から成る。まず第1章「時間軸の設定と主要遺構の変遷」では、分析の基礎として平泉出土のロクロかわらけの編年作業を行い、新たな編年を提示している。その上で平泉の遺跡の変遷を検討し、特に柳之御所遺跡を取り上げ、その堀が藤原基衡の時期に造られたことや、その内部構造、そこに清衡以来、一貫して藤原氏の「政庁」があったことを指摘し、さらに中尊寺境内・志羅山遺跡などの他の遺跡の変遷にも触れている。

ついで第2章「平泉の都市プラン」では、平泉の都市プランは、A～D期の4期7段階に分類できることを明らかにしている。そして4期はおおよそ清衡期・基衡期・秀衡期・泰衡期に相当すること、当主ごとにプランの変化がみられることを指摘し、各時期の具体的様相を述べている。すなわちA期は、中尊寺と柳之御所遺跡、花館廃寺、花立遺跡が造られるが、規格のプランはない。B期になると、中心部を整地し、真北方位の方形区画や街区ができ、また柳之御所遺跡には堀が構築される。C期には、東に振れる方位が採用され、8°東に振る無量光院が造られた段階と、金色堂の方位に合わせて、

無量光院・柳之御所・伽羅御所が再編され、東に14° 振れる大区画が出現する時期とがある。D期は14° E方位遺構の充実期である。そしてこうした変遷は、4代それぞれの都市構想を表現していると推測している。

第3章「都市構造の解明」では、平泉の設計が太陽の位置を意識していること、また四神相応の地を意識して選地したこと、清衡は平泉を「界内の仏土」とすることをめざしていたこと、四方の鎮守によって囲まれた範囲こそ、平泉の中心区であることを、まず述べる。そして中心区は藤原氏の拠点であり、中尊寺・毛越寺などの宗教施設、柳之御所・伽羅御所などの政庁・当主の邸宅、その他の類属などの邸宅が建ち並び、街区が形成され、排水施設が整備され、手工業生産が行われていた痕跡があり、さらには一族の葬送地も営まれるなど、地形や四方鎮守の存在からも1つの完結した空間となっていたとする。それに対し、周縁部には中心区を支える一般庶民が居住していたと述べる。そして最後に、中心区には基衡治世期から、多くの池が造られ、相互に水系でつながれるという構造をとるが、それは平泉が浄土世界の苑池に造りあげられていることを示すものと主張している。

次に第2部「平泉の成立と展開」では、第1部での平泉の都市構造分析を踏まえ、その歴史の変遷を分析している。第1章「清衡の平泉領有—衣河関再論—」では、藤原清衡が前九年・後三年の役後に平泉を領有できた理由を分析している。そこでは衣河関の位置を中尊寺のある関山付近に復元し、それが清衡が領有した陸奥国の奥六郡の南端にあたる胆沢郡に属したことから、清衡は平泉を領有できたと主張し、その後1120年代にその関をなくし中尊寺を造る頃に、地名が衣河から平泉に変わるとともに、同地は胆沢郡から磐井郡に編入されたと推測している。第2章「『つはもの』の都市—俘囚文化と京文化—」は、平泉の都市プランには、曲線を基調とした非京都の様相と、方位を意識した方形を基調とする京都の様相とが併存するとして、これを「平泉プラン」と呼ぶことを提唱している。その背景には、奥羽の地に培われた文化と、京都の文化との併存、藤原氏の「東夷の遠酋」「俘囚の上頭」意識と、中央貴族の一員認識との併存があるとする。そのうえで、平泉の都市プランを、時期を追って分析し、基衡の時に現れる方形プランと手づくねかわらけは、京文化の模倣であり、それは「在国司基衡」という在庁認識によると結論づけている。

次に第3章「都市平泉の住人と如法経信仰—礫石経の用途に関する一試論—」は、志羅山遺跡出土の仮名書き木簡をめぐる論考である。平泉には初代清衡によって法華経信仰が持ち込まれたが、木簡の記載内容から12世紀後半期には、平泉の住民の間に如法経信仰が浸透していたことを明らかにしている。そして第4章「平泉藤原氏の政治」では、藤原4代それぞれの平泉造営の様相を明確に指摘している。すなわち清衡は中尊寺と柳之御所を造営し交通網を整備したが、それは清衡が摂関家に接近する中で、師実期の宇治を意識して構想したこと、基衡が方形プラン街区を導入して都市構造を充実させたのは、奥六郡の支配体制の確立、「在庁」意識と関わり、京の白河をモデルにしたこと、秀衡期には鎮守府將軍補任とかかわって無量光院が造営されたこと、さらに陸奥守補任を契機に柳之御所

周辺の大改造が実行され、柳之御所や無量光院を囲む大区画が出現するが、これが平泉館であり、陸奥国府・鎮守府が平泉で誕生したとするなど、平泉の都市プランの変化と、4代の社会的地位・権力獲得過程を関係付けて論じている。

そして第3部「平泉造宮の理念―浄土世界の苑池都市平泉―」では、都市平泉の思想的背景を探っている。すなわち第1章「平泉の浄土伽藍」では、「浄土教建築と浄土庭園によってあたかも『浄土曼陀羅』のごとく再現された伽藍」を「浄土伽藍」と呼ぶとした上で、浄土伽藍の完成を藤原頼通再建の法成寺に求めるなど、その系譜を明らかにする。そして平泉の「浄土伽藍」の特徴を指摘し、さらには平泉の庭園に、摂関家の造庭技術が持ち込まれたことを指摘している。

次いで第2章「苑池都市平泉―浄土世界の具現化―」では、都市域が苑池の構造をとる形態を苑池都市と名づけ、平泉はまさに苑池都市であると主張している。ここでいう苑池とは「古代都城に付属した『苑』に類似した広大な領域に山や池、寺や邸宅などを配置した空間」であるという。平泉では、大きな猫間が淵や鈴沢池が街区をまたぎ、庭園を持つ中尊寺、毛越寺、無量光院などの寺院、居館や邸宅などが配される中心区がそれにあたる。そしてこれは浄土の苑池の具現化であり、平泉の「界内の仏土」化が清衡以降の藤原氏に通有した理念であったと述べる。そして清衡は祇園精舎のような聖地を目指し、基衡は苑池都市を創りあげ、秀衡は阿弥陀浄土信仰によって統一した極楽の苑池を創り上げようとしたと、歴代の構想を復元する。ところが秀衡期における鎮守府将軍や陸奥守といった公権力の獲得が、平泉を浄土の苑池から此岸へと変質させ、それが頼朝の平泉攻撃を可能とし、平泉は終焉を迎えたと述べている。

終章「平泉の都市形態と日本の都市」では、これまでの考察を総括するとともに、平泉は中世都市の原型、あるいは古代都市の最終形態とも言えるが、むしろ都市内の構成要素が、寺・宮（居館）・池・手工業生産場、邸宅の集合体である点で、都城以前の飛鳥と類似することに注目すると、これは日本本来の都市形態を示していると考えられ、また中世都市にも通じることから、通時的な日本の都市形態ではないかという注目すべき提起を行っているところである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、都市平泉の都市構造の変遷と、その造営の基礎となった都市理念を、考古資料と文献史料などを総合して明らかにすることをめざしている。

考古資料によって平泉の歴史的変遷を分析する第1部「平泉の考古学的検討」のうち、第1章「時間軸の設定と主要遺構の変遷」では、ロクロかわらけの編年作業を独自に行い、新たな編年を提示しているが、これは先行学説に安易に頼らず、常に新たな視野を開こうとする申請者の研究態度を示すものとして高く評価したい。そしてその編年に基づき、第2章「平泉の都市プラン」で、平泉の都市プランが大きく4時期に分類できること、それはほぼ藤原氏4代に対応することを主張しているが、これはきわめて重要な指摘であり、今後の平泉研究の出発点にもなろう。「一代一都ともいえる都市構想」の存在を推定していることは、「一代一都」の論証を深める必要がまだ残るが、平泉の特質として都市形成史研究の中で議論されるべき視点を提示したと言えよう。

第2章「都市構造の解明」でも、まず柳之御所を中心にして、中尊寺・金色堂・毛越寺や金鶏山が、太陽の位置や運行を意識して築かれたこと、また四神相応の地を意識して選地したこと、清衡は平泉を「界内の仏土」とすることをめざしていたことや、四方の鎮守から、平泉の中心区がきわめて宗教的な意識の下に造られたことを明らかにしていることも、都市計画と宗教性の関わりという注目すべき論点を提示していると評価できよう。さらに都市構造が中心区と周縁部から構成されていたことを指摘し、前者が後者によって支えられていること、中心区には政治・宗教・生産などさまざまな機能が集中していることを明確にし、そこが完結した空間であったとしていることは、説得的な議論であるとともに、都市の分析に1つの基準を示したものと言えよう。さらに平泉の特徴である多くの苑池について、それらが独立して存在するのではなく、池から池へと水が順に巡り、最後に北上川に流入するという、池の流水経路を復元し、それら全体によって平泉自体が広大な苑池となっていることを指摘し、さらにそれが浄土世界の苑池を顕在化させたものと論じている点は、平泉を鳥瞰したところから生まれたきわめてスケールの大きい議論であり、高く評価したい。

次に第2部「平泉の成立と展開」第1章「清衡の平泉領有—衣河関再論—」では、藤原清衡が前九年・後三年の役後に平泉を領有できた理由を分析するが、ここで注目されるのは、衣河関の位置の復元である。清衡が領有したのは奥六郡であるにもかかわらず、平泉は六郡に南接する磐井郡に含まれることから、奥六郡を管領した最初になぜ中尊寺を建立したのかということがこれまで問題であったが、律令制下の関の配置原則を援用し、衣河関が磐井郡と奥六郡の南端にあたる胆沢郡の境界に位置し、都からより遠い側の胆沢郡に属したとし、そのことが同関のある平泉を清衡が領有できた要因で

あり、その後同地は胆沢郡から磐井郡に編入されたと推測している。これは清衡による平泉建設の契機に関する斬新な見解であり、今後議論を呼ぶと思われる。なぜ胆沢郡と磐井郡の郡境が変化したか、律令制的関の配置原則が、10世紀後半以後の成立という衣河関に適用できるのかという問題は残るが、新たな見解を提示したことは評価できる。

第2章『つはもの』の都市－俘囚文化と京文化－では、藤原氏の二面性が平泉の都市プランに反映していることを主張しているが、平泉に京都の様相と非京都の様相が併存することは確かであり、納得できる議論であると言えよう。次に第3章「都市平泉の住人と如法経信仰－礫石経の用途に関する一試論－」は、仮名書き木簡の解釈から住民の間での如法経信仰の浸透を還元している。木簡の文章は短く、その内容理解は難しいが、経塚の事例などを援用して、礫石経と紙本経をとともに経塚に埋納する信仰形態を導き出し、それを清衡以来の法華経信仰の流れの中に位置づけていることは、鮮やかな議論である。そして第4章「平泉藤原氏の政治」で、藤原4代それぞれの平泉造宮の様相を指摘し、撰関家と藤原氏の繋がりの中で、宇治や京・白河がモデルになっていること、藤原氏の権力獲得過程と平泉造宮が連動していることを明らかにしたことは、説得的である。

平泉の思想的背景を探る第3部「平泉造宮の理念－浄土世界の苑池都市平泉－」の第1章「平泉の浄土伽藍」では、平泉の「浄土伽藍」の特徴を指摘したうえで、平泉・観自在王院の舞鶴池と京都府・浄瑠璃寺庭園、花館廃寺の花館溜池と奈良県・円成寺の池との共通性や、『作庭記』の通伝系統から、平泉の庭園に撰関家関係者の造庭技術が持ち込まれたと、着実な論証を展開している。

次いで第2章「苑池都市平泉－浄土世界の具現化－」においては、平泉は苑池都市であると規定している。本論文の副題にも見えるように、この性格付けは筆者が最も主張したかったことである。猫間が淵や鈴沢池、庭園を持つ多数の寺院、居館や邸宅などが配された平泉は、まさにそれ全体が苑池と言うべき存在であり、それは清衡以降の藤原氏に通有した理念である「界内の仏土」化に基づく、浄土の苑池の具現化であるという議論、清衡は祇園精舎のような聖地を、基衡は苑池都市を、そして秀衡は阿弥陀浄土信仰によって統一した極楽の苑池を創り上げようとしたという、歴代の平泉構想の還元はいずれも、スケールの大きな注目すべき見解であり、今後大いに議論を呼ぶことと思われる。

もっとも苑池都市という概念が、都市を規定するものとして適切なものかどうか、あるいは平泉の彼岸から此岸化という表現が適当かどうかなど、まだ検討を深める必要があるが、それは今後さまざまな見解が出される中で、自ずから検証されていくであろう。

終章「平泉の都市形態と日本の都市」での、平泉の構成要素が飛鳥に類似するということから、それが日本本来の都市形態を示しているとともに、通時的な日本の都市形態ではないかという提起も注目される。たしかに飛鳥と類似する部分は多いが、それを以て本来の都市形態とする点は、必ずしもすぐに承認することはできないが、都市の成立史研究の中で、1つの提起として検討すべきものである。

このように本論文は、平泉をめぐるスケールが大きく斬新な議論を展開しており、平泉研究に大きな一石を投じるものと評価することができる。今後おそらく、これをめぐりさまざまな議論が生じると思われる。上でもいくつか指摘したように、まだ検証を深めるべき点は多く残る。しかし1つの平泉論として成立していることは確かである。

以上の理由から、本審査委員会は、本申請論文が奈良女子大学博士（文学）の学位を授与するに十分な内容を備えているものと判断する。